

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生控除の合計所得金額	75万円以下	65万円以下
障害者等に対する非課税措置の合計所得金額	135万円以下	125万円以下
家内労働者等の特例に係る必要経費の最低保障額	55万円	65万円
均等割が非課税となる合計所得金額	(1)扶養親族なしの場合 38万円以下 (2)扶養親族ありの場合 $28万円 \times (1 + \text{控除対象配偶者及び扶養親族の合計人数}) + 26万8千円$ 以下	(1)扶養親族なしの場合 28万円以下 (2)扶養親族ありの場合 $28万円 \times (1 + \text{控除対象配偶者及び扶養親族の合計人数}) + 16万8千円$ 以下
所得割が非課税となる総所得金額等	(1)扶養親族なしの場合 45万円以下 (2)扶養親族ありの場合 $35万円 \times (1 + \text{控除対象配偶者及び扶養親族の合計人数}) + 42万円$ 以下	(1)扶養親族なしの場合 35万円以下 (2)扶養親族ありの場合 $35万円 \times (1 + \text{控除対象配偶者及び扶養親族の合計人数}) + 32万円$ 以下